

平成 28 年度 科学研究費助成事業

「研究活動スタート支援」書面審査の手引

平成 28 年 6 月

独立行政法人日本学術振興会

## 科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の発展のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者には、審査委員にわかるように研究計画調書を作成することをお願いしています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

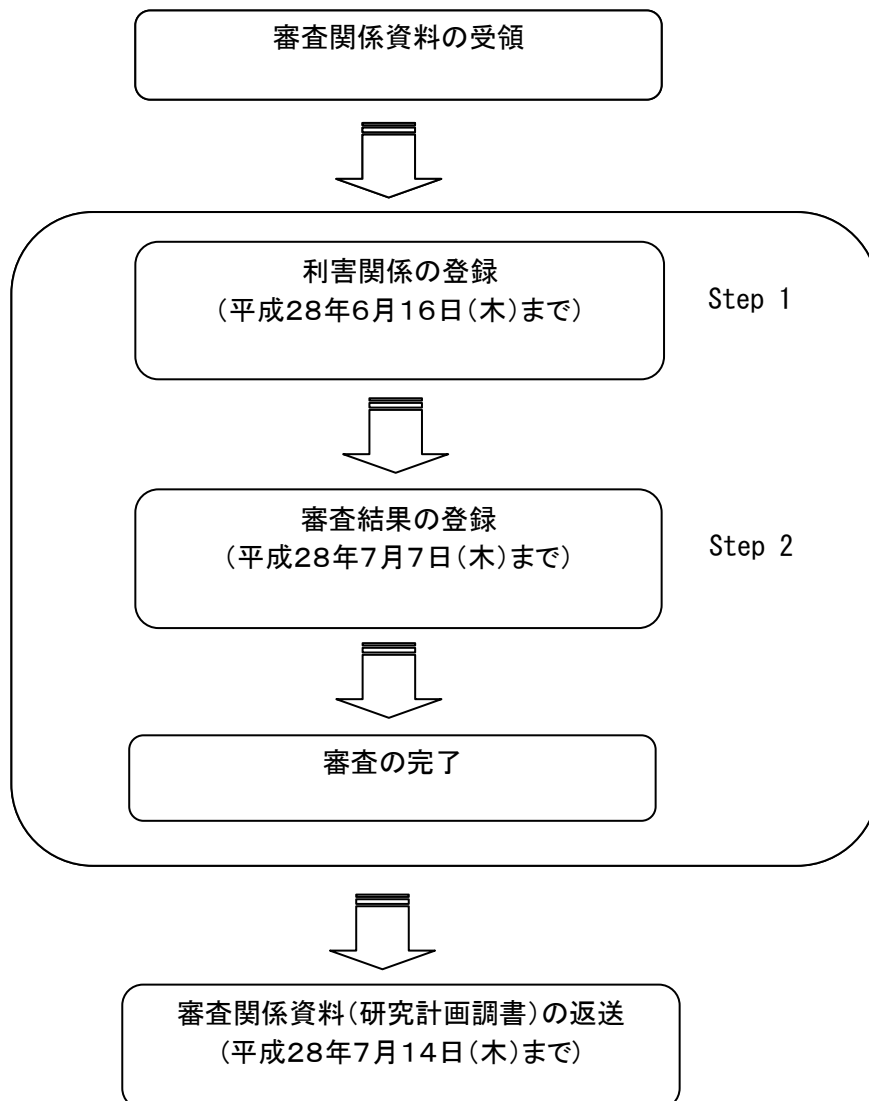
## は し が き

本手引は、科学研究費助成事業（以下、この手引において「科研費」といいます。）のうち「研究活動スタート支援」の書面審査を担当される審査委員の方々の審査の便宜のために作成しています。本手引により遺漏なく審査されるようお願いいたします。

**なお、審査に当たっては、初めに利害関係に該当する研究課題を電子申請システムに登録し、審査されるようお願いいたします。**

### <審査の手順>

審査は、「利害関係の登録」と「審査結果の登録」の2段階に分かれています。（各段階の詳細な手順は、本文の8～10頁で説明しています。）



## 目 次

1	審査の仕組み	1
2	審査における基本的な留意事項	3
3	書面審査の指針	4
4	書面審査評定方法について	8
5	審査結果回答期限	9
6	審査終了後における審査関係資料の取扱いについて	10

### [参考1]

	研究活動スタート支援の書面審査における評定基準等	11
--	--------------------------	----

### [参考2]

	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）	16
--	-------------------------------	----

## 1 審査の仕組み

以下、日本学術振興会における審査の仕組みをご説明しますので、全文を必ず読んでくださるようお願いいたします。

### (1) 審査の基本：ピアレビュー

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選んだ研究者が、科学者としての良心に基づき、学術的価値について、評価・審査するピアレビューにより発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。審査委員に選ばれた方々は、すでに科研費等の取得を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々です。ピアレビューの意義を十分に理解して審査に当たっていただきますようお願いいたします。

### (2) 利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、一人の研究者としての立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反 (Conflict of Interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入るものでありますので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行う心構えをもっていただくことをお願いします。

### (3) 利害関係者の排除

審査に当たり、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、そのことを科研費電子申請システムに登録していただくことになっております。（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条第一号によって、「研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合」等、ご自身が関与した応募研究課題はもちろん、「研究課題の研究代表者、研究分担者、連携研究者との関係において」親族関係、緊密な共同研究を行う関係、同一研究単位での所属関係、密接な師弟関係等、ご自身と密接な関係にある研究者の応募研究課題の審査・評価には関わらないこととされています。詳細は3頁を参照してください。）

### (4) 審査種目と審査の仕方

科研費のうち、「研究活動スタート支援」の審査は、各研究分野において高い見識を持つ複数の審査委員が、書面により個別に行う「書面審査」と、合議により審査する「合議審査」によって行われます。

書面審査では、グループごとに4人の審査委員に、個々の研究計画の学術的価値等について個別に評価を行っていただき、評点を付すとともに審査意見を記入していただきます。

合議審査は、次の8小委員会による55グループに分かれて評価を行っていただきます。ここでは、書面審査を担当した審査委員の審査項目別評点、総合評点及び審査意見が、審査委員名、所属機関名とともに審査資料として提示されます。

これらの資料、統計処理した資料及び個々の研究計画調書を基に、審査委員の合議により、採択研究課題を選定します。

- 人文学小委員会（6グループ）  
→人文学A～F

- 社会科学小委員会（9グループ）  
→社会科学A～I
- 数物系科学・化学小委員会（6グループ）  
→数物系科学A～D、化学A・B
- 工学小委員会（8グループ）  
→工学A～H
- 生物学・農学小委員会（6グループ）  
→生物学A～C、農学A～C
- 医歯薬学Ⅰ小委員会（7グループ）  
→医歯薬学ⅠA～G
- 医歯薬学Ⅱ小委員会（6グループ）  
→医歯薬学ⅡA～F
- 医歯薬学Ⅲ小委員会（7グループ）  
→医歯薬学ⅢA～G

### （5）審査の実際

- ① **審査意見の作成**：合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加えて、その評価に至った理由を「審査意見」欄に必ずご記入ください。
- ② **評点分布**：「総合評価」は、5段階の評点区分毎に示してある評点分布を目安に、バランスを考慮してください。総合評点の分布が次の範囲に収まらないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります。「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です（応募件数が少ない場合（10件未満）は、この限りではありません）。
- ③ **審査期限**：次のスケジュールを必ずお守りくださるようお願いします。
  - （i）利害関係登録締切 平成28年 6月16日（木）【厳守】
  - （ii）審査結果登録締切 平成28年 7月 7日（木）【厳守】

詳細については、3頁～10頁をご参照ください。

### （6）検証

審査終了後、日本学術振興会学術システム研究センターにおいて審査の公正性及び公平性の向上、および、制度の改善を図るため検証を行います。検証に当たっては、次の点を検討します。

- ・ 「利害関係者」に対する適切な対応がなされているか
- ・ 審査意見の適切性

審査の公正性や公平性に目をくばり、検証の結果、著しく適切性を欠くとされた審査委員については次年度以降の審査委員選考に反映させることがあります。

## 2 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

### (1) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれることがないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。具体的には、下記「参考」の条項を参照してください。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにお願いします。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

下記の参考に挙げられているケース以外は、ご自身で利害関係を有するかどうか判断いただくこととなります。

不明な点がある場合には、本会にお問い合わせください。

### 【参考】

#### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の場合

(1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

## (2) 秘密保持と研究者倫理の遵守

研究計画調書の内容等、審査に当たって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものであると認識してください。

また、審査委員自身の氏名等については、配分審査終了後に公開します。

## 3 書面審査の指針

書面審査の実施に当たっては、以下の点に留意した上で、参考1（11～15頁）に明示する「評定基準等」に従って、適切かつ公正に行ってください。

### (1) 審査委員としての責任

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて行うべきものです。守秘義務を遵守すれば起こり得ないことですが、他の研究者と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、審査委員であることを説明せず、適当な研究者に当該知識を照会することは差し支えありません。

### (2) 学術的価値の評価

研究課題の評価は、専ら当該応募研究課題の研究目的が実現した場合の学術的な意義に基づいて行ってください。

したがって、研究機関間のバランス、研究費の受給に関する研究者間のバランス等を考慮してはいけません。

これまでの研究実績や従来の研究経過が期待どおり進展しているかどうかは、当該応募研究課題の適切性や実現性などを測る指標となりますが、研究費の受給額や受給回数の多寡を直接的な判断要素に加えないでください。

#### 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄について

合議審査の際に参考とするものですので、書面審査においては当該欄に記載されている内容は考慮しないでください。

#### 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的にコメント欄に記入してください。

採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。



### (3) 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の応募研究課題について、評点を付すこと及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

応募件数が多く、採択研究課題の競争率が非常に高いことから、書面審査の評点は、研究課題の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査における適正な判断を促進させるため、書面審査においては、『総合評点』の評点分布は評定基準に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。

総合評点を付すに当たっては、研究活動のスタートに資するものであるか、「研究活動スタート支援としての妥当性」も考慮してください（13頁「〔総合評点〕」参照）。総合評点のほかに、その他の評価項目として、今回応募された研究計画の他に参画する研究プロジェクト等がある場合は、当該応募課題の研究計画の独自性についても適宜、評価を行ってください（該当する研究課題のみ）。

なお、「研究活動スタート支援」は、細目単位では応募件数が少ないことから、上記のグループ毎に書面審査を行うこととしており、研究課題が審査委員の専門外である場合についても、より広い立場から審査を行い、評点を付してください。

### (4) 審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）を『審査意見』として必ず記入してください。

次の審査意見の例は、過去の書面審査において、実際に記載されていた審査意見に基づくものであり、合議審査に有意義な審査意見と不十分な審査意見の例ですので、審査意見記入の際に参考にしてください。

## 1. 有意義な審査意見の例

### (1) 応募研究課題の長所と短所部分についての審査意見の例

〇〇を読み解くことで〇〇を行い、そこから〇〇の再検討を行う。〇〇とは別個に、〇〇が実際に運用され、機能する場を〇〇することで、共時的な視野を導入できるとする方法意識は示唆的である。〇〇だけに閉じられることなく、〇〇に着目することで〇〇という新しい〇〇も介在している。一方で、未完成の部分でもいいので、〇〇を提示して、そこから在来の〇〇が、どのように書き換えられるのか提示してほしい。

〇〇において〇〇が遅れていることから、〇〇を開発する本研究課題の社会的意義は非常に高い。研究計画で示されている〇〇が開発されたならば、〇〇に貢献することが期待できる。申請者は〇〇の専門家であり、〇〇の観点から〇〇の開発を進めることが可能であろう。ただし、〇〇も対象とするにもかかわらず、その点について研究計画・方法が具体的でないことが不安材料として残されている。

〇〇を考慮した〇〇を開発し、〇〇を目指している。研究内容は、〇〇に限定しない〇〇など、他に多く見られる同様の研究との相違点が明確に示されている。また、研究計画の進め方や研究方法なども詳細に示されており、研究計画・方法の妥当性に関して説得力が認められる。しかし、たとえば本研究で要求している〇〇の導入ができない場合は、研究全体の遂行が難しくなることが危惧されるほか、〇〇の問題等に関して、より柔軟性のある研究計画が望まれる。

〇〇という研究テーマの学術的価値は高い。研究組織の構成も研究計画もおおむね妥当であるが、研究方法の中核をなすフィールドワークを通じて、結局のところ何をどこまで明らかにできると考えているのか、より具体的な見通しがほしい。研究成果の公開方法もやや消極的である。研究テーマからすれば、当然世界に向けた発信方法も検討すべきではないか。

## (2) 応募研究課題の長所部分についての審査意見の例

申請者は、ここ数年の間に、〇〇を確立し、〇〇において先導的な研究を展開してきた。本研究計画は、申請者がこれまで培ってきた〇〇をより一般化した〇〇を確立し、その手法を用いて〇〇を解明しようとするものである。手法のオリジナリティーの高さと共に、普遍的な方法論の確立という点で〇〇全般に対する波及効果も期待できる。

## (3) 応募研究課題の短所部分についての審査意見の例

本研究課題の趣旨はよく理解できるが、不明な点も少なくない。例えば、これまで適切な検証方法がなかったために、具体的にどのような問題が生じ、〇〇を阻害してきたのか。また、汎用性・実用性を備えた検証方法を開発すると言うが、世界中の研究者が現に行っている研究と、本研究課題が開発するという検証方法の間には、実際のところどのような関係が成立するのか。汎用性・実用性を目指すのであれば、検討すべき〇〇は膨大なものとなるはずである。どのような基準に基づいて研究の範囲を決め、それは具体的にどのような現象を含むことになるのか。こうした点について具体的な記述がないため、本研究課題の成果および波及効果について積極的に評価するのは困難である。

本研究課題では、実用的な〇〇を目的として、〇〇の開発を目指す。ここで、具体的な対象として、〇〇を挙げている。しかし、個々の対象に関する学術的な問題点の掘り下げが行われておらず、〇〇として、何を意図したものか理解することが出来ない。〇〇についても〇〇らの方法を参考するという一方で、申請者らのオリジナリティーが見えてこない。研究計画・方法についても不十分である。より具体的かつ詳細な記述が必要である。

## 2. 不十分な審査意見の例

次のような、1行又は短い審査意見では、そのような評価に至った具体的な理由が記載されていないため、他の審査委員に審査意見の趣旨が正しく伝わりませんので、前記「1. 有意義な審査意見の例」を参考にして詳細に審査意見を記入してください。

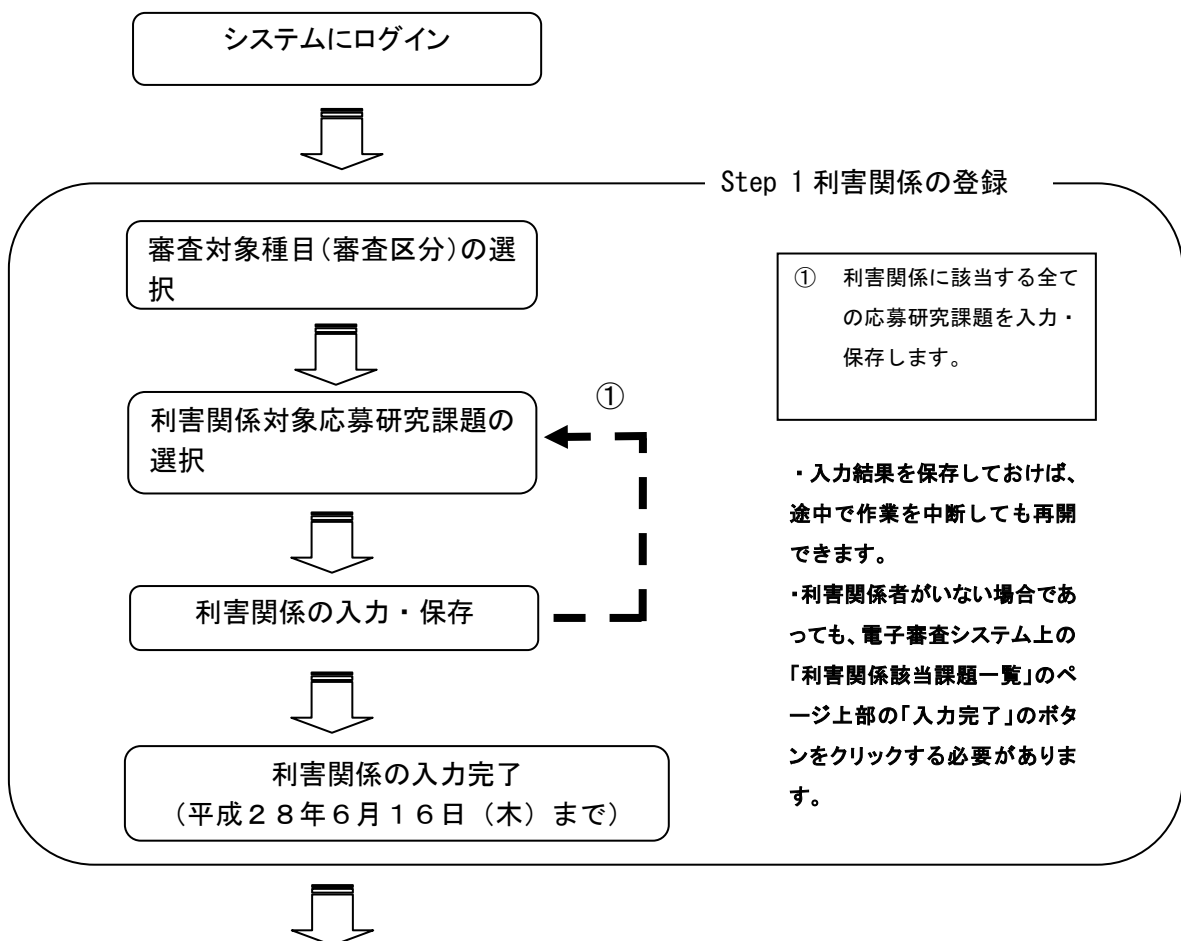
- ・ルーチンな研究であり、〇〇は認められない。
- ・興味深い提案である。
- ・研究テーマが漠然としている。
- ・研究の必要性はあるが平均的なレベルである。
- ・「〇〇研究（研究種目）」に馴染まない研究内容である。
- ・研究課題の学術的検討が不足している。
- ・成果が期待できる。

## 4 書面審査評価方法について

- (1) 書面審査の評価（審査結果）については、インターネットを利用した「科研費電子申請システム」（以下、「システム」という。）により、入力していただくこととしております。
- (2) 「システム」のご利用に当たっては、ID・パスワードが必要となります。同封しております「ID・パスワード通知書」により、ご自身のID・パスワードを確認のうえご利用ください。
- (3) 「システム」の操作と審査結果の入力について
  - 1) 「システム」の操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム審査委員向け操作手引（研究活動スタート支援）」をご参照ください。

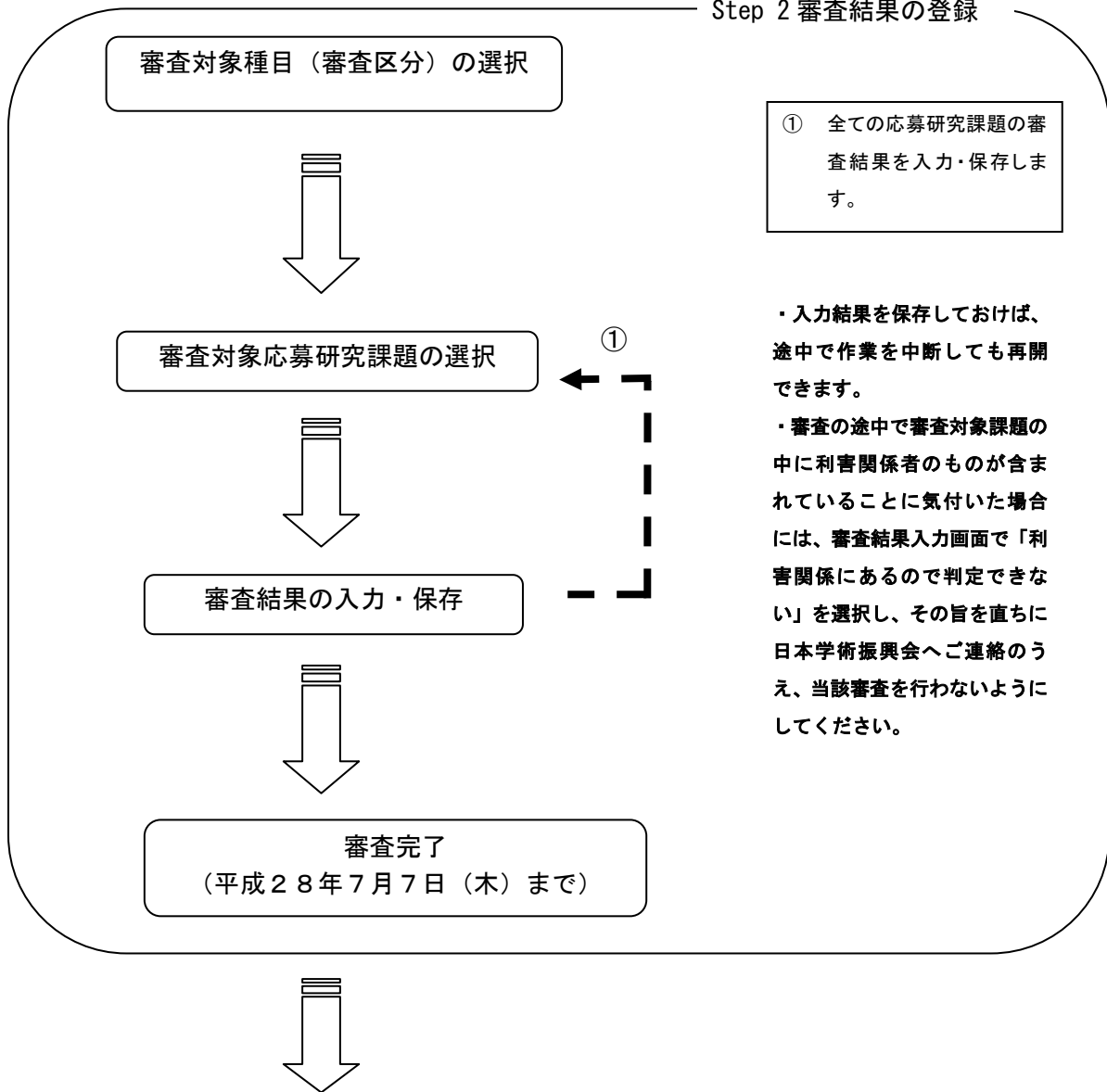
### 2) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のようになります。



全ての審査対象種目について利害関係の登録を完了したら、Step 2（次頁）へ進んでください。

## Step 2 審査結果の登録



利害関係の登録及び審査結果の入力を完了したら、書面審査の終了です。

## 5 審査結果回答期限

[利害関係の登録]

平成28年6月16日（木）まで【厳守】

[審査結果の登録]

平成28年7月 7日（木）まで【厳守】

## 6 審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

審査を完了しましたら、「研究計画調書」及び「ID・パスワード通知書」は、次のように処理してください。

〔研究計画調書〕

合議審査の際の資料として使用しますので、同封の「着払専用」伝票をご利用の上、必ず以下の期限までに本会へ返送してください。

**返送期限：平成28年7月14日（木）【必着】**

〔ID・パスワード通知書〕

お手数ですが、裁断等により処分してください。

### 【連絡先】

#### ◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究助成第一課

TEL 03-3263-0976, 0980, 1041, 4724, 4779, 4758, 0996

FAX 03-3263-9005

#### ◆電子申請システム操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く 9：30～17：30

※上記番号が繋がらないときは

日本学術振興会総務企画部企画情報課システム管理係

TEL 03-3263-1902, 1913

1. 研究活動スタート支援の書面審査における評定基準等 . . . . .	11
2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋） . . .	16

## 研究活動スタート支援の書面審査における評定基準等

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（抜粋）  
 （平成18年9月22日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）  
 ※平成27年10月6日一部改正

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、合議審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち書面審査結果の開示を希望した者にも開示します。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

研究活動スタート支援は、前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題の支援を行うものですので、研究活動のスタートに資するものであるか評価してください。

### i 評定基準

〔評定要素〕 ( ) 内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

#### (1) 研究課題の学術的重要性・妥当性 (「研究経費」、「研究目的」欄など)

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。



- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

**(2) 研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）**

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間は妥当なものか。
- ・経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
  - ①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
  - ②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
  - ③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
  - ④業として行う受託研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

**(3) 研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）**

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

**(4) 研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）**

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

**(5) 研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究業績」、「研究略歴」、「現在の研究環境」欄など）**

- ・これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等、現在の研究環境は適切であるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

**〔総合評点〕**

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考にするとともに、研究活動スタート支援としての妥当性も考慮して、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—

**〔審査意見の記入〕**

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成27年度新規採択研究課題の採択率

研究活動スタート支援 25.0%

## ii その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

### (1) 今回応募する研究計画の独自性（「他に参画する研究プロジェクト等がある場合における今回応募する研究計画の独自性」欄）

本研究種目は、前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援するものです。したがって、応募者に他に参画している（または参画を予定している）研究プロジェクト等があり、今回応募する研究計画が、その研究プロジェクト等と関連があり、かつその一部として行われるに等しいものであれば、本研究種目の目的である「研究活動のスタート」に資するものであるとは言えません。

一方において、今回応募する研究計画が、他に参画する研究プロジェクト等と関連がある場合であっても、独自の観点から主体的に行われるもので、研究活動のスタートに資するものであれば、本研究種目の目的に抵触するものではありません。

したがって、応募者に他に参画する研究プロジェクト等があり、今回応募する研究計画と関連がある場合には、今回応募する研究に関し、独自の観点から主体的に行われることが明らかであるかどうかについて、下記の評定区分によりいずれかの評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に必ず具体的に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
×	他に参画する研究プロジェクト等との関連において、応募研究課題は独自の観点から主体的に行われる研究としては疑問な点がある

### (2) 研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」

欄に必ず具体的に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成27年度配分状況 (新規採択研究課題の平均充足率)  
研究活動スタート支援 77.4%

### iii 留意事項

#### (1) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合も含む。)」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

#### (2) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

#### (3) 「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート(研究代表者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。

## 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成18年9月22日  
 独立行政法人日本学術振興会  
 科学研究費委員会決定  
 一部改正 平成19年2月19日  
 一部改正 平成19年5月23日  
 一部改正 平成19年10月1日  
 一部改正 平成19年12月17日  
 一部改正 平成20年9月25日  
 一部改正 平成21年1月27日  
 一部改正 平成21年9月29日  
 一部改正 平成22年1月20日  
 一部改正 平成22年5月26日  
 一部改正 平成22年9月29日  
 一部改正 平成23年1月26日  
 一部改正 平成23年8月5日  
 一部改正 平成23年10月5日  
 一部改正 平成24年2月7日  
 一部改正 平成24年9月28日  
 一部改正 平成25年2月6日  
 一部改正 平成25年10月8日  
 一部改正 平成26年10月7日  
 一部改正 平成27年10月6日

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）

(1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支

- 援、奨励研究)の研究課題の研究代表者
- (2) 研究成果公開促進費(研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の成果公開の代表者
- (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
- (4) 国際共同加速基金(帰国発展研究)の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。
- 六 評価協力者 基盤研究(S)の研究進捗評価及び特別推進研究の追跡評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

#### (評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 中間評価
- 四 追跡評価

#### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 追跡評価 第5章に定める時期に行う。(特別推進研究の研究課題に限る。)

#### (評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

#### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
  - 一 計画調書、研究進捗状況報告書、事業進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
  - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
  - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
  - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
  - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
  - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
  - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合
  - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
  - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
    - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
    - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
    - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
    - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
    - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- 二 研究成果公開促進費の場合
  - (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
  - (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
    - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
    - ② 事業遂行における緊密な関係  
(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
    - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
    - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
    - ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

### (評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第21条に定めるとおりとする。
- 4 追跡評価の結果の開示及び公表は、第25条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成24年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成26年5月）に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添 13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（平成24年10月 改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究、基盤研究（審査区分「特設分野研究」を除く）又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。



## 二 研究種目（審査区分）別の方針

### (1) 科学研究費（特別推進研究）（略）

### (2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）

#### ① 共通事項

##### ア 各専門分野への配分方法

基盤研究(審査区分「特設分野研究」を除く)、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援については、人文学、社会科学から自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業配分方式」(以下、「配分方式」という。)により算出した額とする。

##### イ 配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、第2段審査(合議審査)において必要な調整を行う。

- a 人文学、社会科学の研究の振興のための調整
- b 私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- c その他必要が認められる調整

##### ウ 配分予定額の決定

採択候補研究課題(基盤研究(審査区分「特設分野研究」)を除く)の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、第1段審査(書面審査)の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、第2段審査(合議審査)を行う審査委員が査定する。

##### エ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

##### オ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、科学研究費補助金を交付する研究種目にあっては、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

##### カ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、第1段審査(書面審査)においては、研究計画と研究進捗評価結果を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、第2段審査(合議審査)においては、特に採否の議論を行う際の参考資料とする。

なお、研究進捗評価の評価基準のうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A+」(「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」)であることに留意すること。

## キ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、第2段審査(合議審査)において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とする。
- b 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

## ク エフォートの取扱い

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)は、第2段審査(合議審査)において「研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

## ケ 補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の第2段審査(合議審査)を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

## ② 個別事項

### ア 基盤研究(S)(略)

### イ 基盤研究(A)(B)(C)(略)

### ウ 挑戦的萌芽研究(略)

### エ 若手研究(A)(B)(略)

### オ 研究活動スタート支援

- a 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、2年以内とする。
- c 次の応募研究課題については、合議審査の際に配慮を行う。
  - (ア) 応募研究課題の開始年度に、「特別研究員奨励費」の内約があった者の応募研究課題
  - (イ) 異なる研究機関等から採用された者の応募研究課題
  - (ウ) 研究者の現在の研究環境を踏まえ、その改善・向上が特に期待できる応募研究課題

- (3) 科学研究費（奨励研究）（略）
- (4) 研究成果公開促進費（略）
- (5) 特別研究員奨励費（略）
- (6) 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（略）

（審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(A)（審査区分「一般」）の研究課題 ・基盤研究(B)（審査区分「一般」）の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題 ・国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究(A)（審査区分「海外学術調査」）の研究課題 ・基盤研究(B)（審査区分「海外学術調査」）の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(C)（審査区分「一般」）の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題（応募時に複数細目を選択した研究課題（以下、「複数細目研究課題」という。）を除く）
審査第二部会に置く運営小委員会及び5小委員会	・若手研究(B)の研究課題のうち複数細目研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び1小委員会	・国際情報発信強化の成果公開
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・研究成果公开发表の成果公開 ・学術図書の成果公開 ・データベースの成果公開
特設分野研究部会に置く運営小委員会及び9小委員会	・基盤研究(B)（審査区分「特設分野研究」）の研究課題 ・基盤研究(C)（審査区分「特設分野研究」）の研究課題

（審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

- 一 審査・評価第一部会（略）
- 二 審査・評価第二部会（略）
- 三 審査第一部会（略）
- 四 審査第二部会（略）

## 五 審査第三部会

研究活動スタート支援

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

- ① 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会は、上記「①」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

## 六 奨励研究部会（略）

## 七 成果公開部会（略）

## 八 特設分野研究部会（略）

（審査結果の開示）

第13条

### 一 特別推進研究（略）

### 二 基盤研究（S）（略）

### 三 基盤研究（A・B・C）（審査区分「特設分野研究」を除く）、若手研究（A・B）、研究活動スタート支援

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、1)応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目(分野)におけるおおよその順位、2)評定要素ごとの審査結果、3)その他の評価項目の評定結果を開示する。

複数細目研究課題については、1)同一分野内の複数細目を選択した研究課題、分野を超えた同一系内の複数細目を選択した研究課題又は系を超えた複数細目を選択した研究課題における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、2)それぞれの細目の評定要素ごとの審査結果、3)その他の評価項目の評定結果を開示する。

### 四 挑戦的萌芽研究（略）

五 奨励研究（略）

六 国際情報発信強化（略）

七 研究成果公開発表、学術図書、データベース（略）

八 基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）（略）

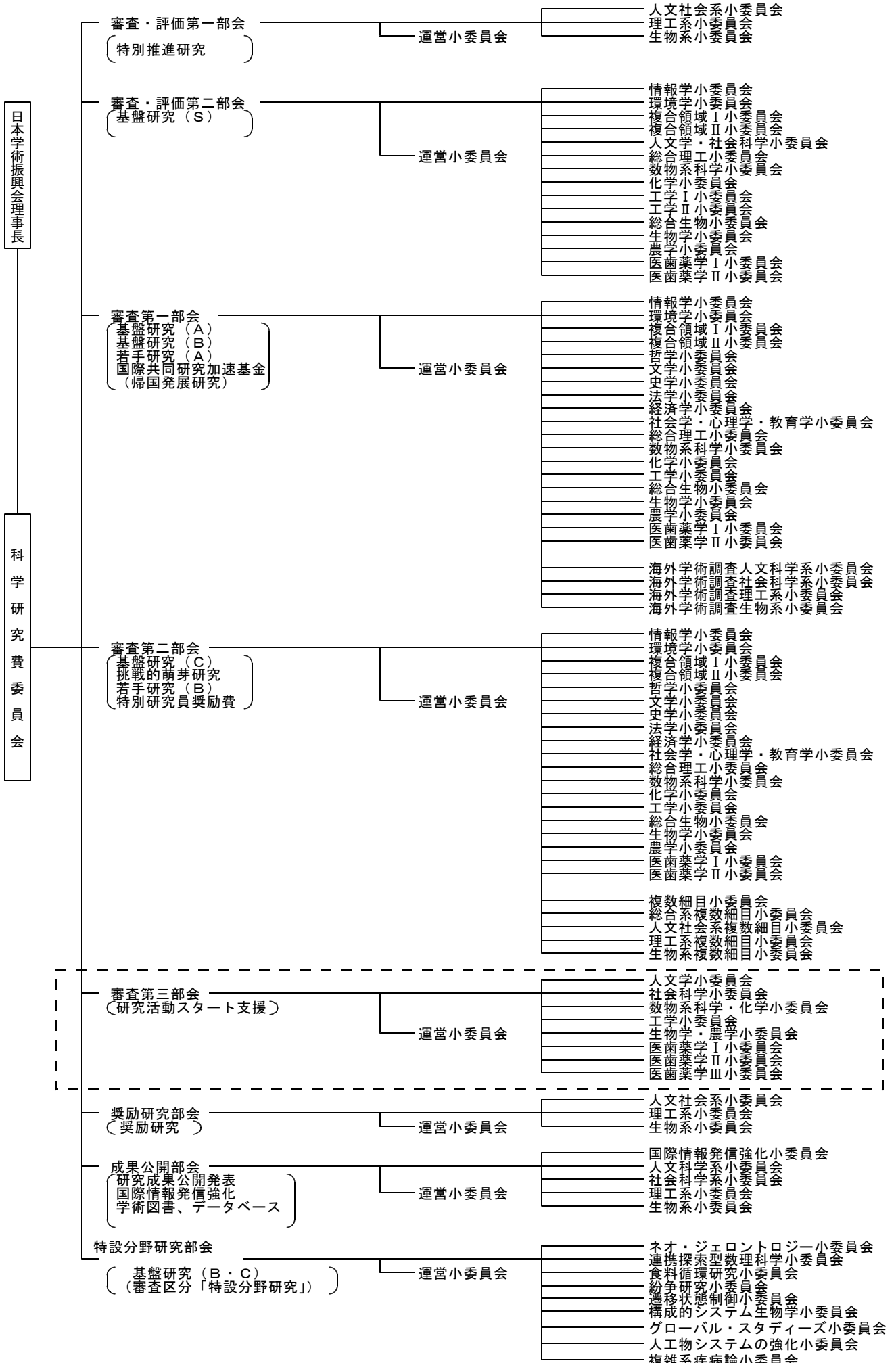
九 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（略）

第3章 研究進捗評価（略）

第4章 中間評価（略）

第5章 追跡評価（略）

# 科学研究費委員会組織図



## 科学研究費助成事業配分方式

(基盤研究 (B・C) (審査区分「特設分野研究」)、「奨励研究」、「研究成果公開促進費」、「特別研究員奨励費」を除く。)

- 基盤研究 (S・A・B)、若手研究 (A)、研究活動スタート支援の各専門分野毎の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素： A = 当該研究種目 (審査区分) の継続の研究課題の本年度分の内約額  
 B = 当該研究種目 (審査区分) の本年度配分予定額  
 a = 当該研究種目 (審査区分) の本年度新規応募研究経費 (継続研究課題の増額申請分を含む) (C) に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費 (継続研究課題の増額申請分を含む) (D) の構成比 [D / C]  
 b = 当該研究種目 (審査区分) の本年度新規応募研究課題数 (E) に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F / E]

- 基盤研究 (C)、挑戦的萌芽研究、若手研究 (B)、国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) の各専門分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素： A = 当該研究種目の全研究期間の配分予定額  
 a = 当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費 (C) に対する当該専門分野に係る全研究期間の新規応募研究経費 (D) の構成比 [D / C]  
 b = 当該研究種目の新規応募研究課題数 (E) に対する当該専門分野に係る新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F / E]